

令和2年度 宮城県森林審議会第4回森林保全部会 議事録

日時 令和3年2月17日(水)

午前10時から午前11時30分まで

場所 自治会館200会議室

配付資料

資料1

「宮城川崎町メガソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設(川崎町川内地区)」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者(構成委員5名中4名出席)が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、丸尾委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ(川村部会長)

川村でございます。

本日は、本年度4回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただききまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項(1)の「宮城川崎町メガソーラー合同会社」に係る案件をご審議いただきます。その後(2)「その他」を挟みまして、終了時刻は午前11時30分頃を予定し

ております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

諮問案件である（１）「宮城川崎町メガソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何かご質問はございませんか。

大山委員：１ページの林地開発許可申請書中、開発行為に係る森林の所在場所は「川崎町大字川内字花地山 外１字」と記載されていますが、４、５ページに記載されている「川崎町大字川内字百尋山」という地番が「外１字」に該当するのでしょうか。

事務局：事業区域には「百尋山」という地番はなく、「長ノ原」という地番を「外１筆」としてカウントしております。

ご指摘いただきました地番については、申請者より説明いたします。

申請者：林地開発許可申請書に記載の「外１字」は、事務局より説明のありましたとおり、「長ノ原」という地番のことです。資料４、５ページに記載されている「百尋山」は、FIT認定のIDを取得するための地番であり、林地開発の事業区域には含まれていませんが、こちらも発電事業に関わる地番となります。

大山委員：IDを取得した地番と林地開発を行う地番が異なるということでしょうか。

申請者：別の場所になっております。

４、５ページに添付されている資料は古いものであり、現在、林地開発の事業区域地番を当該地番に加える作業を行っております。

大山委員：もう１点質問いたします。

９ページ「一時的利用の場合は利用後の原状回復方法」の欄に「発電事業が終了となった場合は、緑化を図るなど現状復旧を行う予定。」との記載があります。ここでいう「現状」とはどの時点を指すのでしょうか。

事業者：基本的には、森林に戻すということになります。

大山委員：開発前の森林状態ということでしょうか。

申請者：地形等元に戻せない部分もありますが、発電設備撤去後、改めて植林し、森林に戻す計画でおります。

川村部会長：通常「緑化」とは、発電設備撤去後、表土を草本類で覆うことを指します。

今のお話からすると、土地所有者との間で「返地する際は植栽し、森林に復元する」という契約が結ばれていると理解できますが、間違いはないでしょうか。

申請者：詳しい内容を設定しておりませんが、土地所有者との契約上は「発電設備を撤去する」までとなっております。

もし、「森林に復元して欲しい」という要望がありましたら、真摯に対応させていただきます。

川村部会長：つまり、現計画において植栽までは計画に含まれていないということですね。

植栽の話はあくまで、土地所有者から要望があった場合に別途対応するという事で間違いありませんか。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：ほかにございませんか。

進藤委員：開発区域内の排水は、1基の防災調整池に全て導水する計画であり、開発区域内を流れる河川に防災調整池を設置するとのことでした。

防災調整池を設置することにより、現状の河川が持つ流下能力に悪影響を与えるのではないかと懸念があります。どのようにお考えでしょうか。

申請者：本案件開発区域は、開発前後で流域が変わらないように設計しております。

開発により、当該河川に集水する流量は増えることにはなりますが、防災調整池を設置し、流出抑制を行うこととなりますので、問題はないと認識しております。

進藤委員：防災調整池により流出抑制機能が設置されることはわかりました。

その流出抑制によって、本来の河川の水量が減るなどの影響は出ないという理解で間違いはないでしょうか。

申請者：間違いございません。

川村部会長：私から何点か質問いたします。

7ページ下、「林況」の欄において、「スギ2～4年生」と植栽間もない箇所があるとのことでした。ここはどのくらいの面積で、開発に係る森林面積に含まれていますか。

事業者：当該地は東北電力の送電線施工のために伐採、植林された箇所となります。

川村部会長：線下敷ということですか。

事務局：そのとおりです。

川村部会長：造林補助金の対象ではないのですね。

申請者：はい。

川村部会長：仮に補助金の対象であれば返還等の手続きが必要となりますが、そのような手続きは必要ないということですね。

申請者：はい。

川村部会長：わかりました。

次の質問です。8ページ下段「残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法」について、造成森林は開発行為完了までに施工されていなければならないものです。事業計画に植栽樹種、規格等を早急に決定し、記載してください。

申請者：わかりました。

川村部会長：9ページ中央に関係者説明会の実施について記載があります。5回行われているようですが、その席上で異論や意見等があったのでしょうか。あったのであれば、どのように回答したのかお聞かせください。

申請者：大きな異論はありませんでした。

ただ、農業に従事されている方から、場内の除草に薬剤は使わないで欲しいとの要望をいただきましたので、「真摯に対応いたします」と回答いたしました。

川村部会長：反対意見等は出なかったのですね。

申請者：はい。

川村部会長：事業区域内の林道について、森林所有者が造成したとのことでした。

当該林道は、林地開発完了時には補修し、町に移管することになるという理解でよろしいですね。

申請者：はい。

川村部会長：ちなみに事業区域内の土地所有の形態は、どのようになっているのでしょうか。

申請者：事業区域内の個人地権者は11名いらっしゃいます。その他大半の土地は(同)宮城県川崎メガソーラーP Jが所有しており、我々は(同)宮城県川崎メガソーラーP Jと賃貸借契約を締結し、当該開発を行います。

川村部会長：林道を開設したのは森林所有者ということですか。

事務局：至急確認し、後日回答いたします。

川村部会長：林地開発許可には直接関係のないことではありますが、民間で開設した林道はあまり例がないため、詳細がわかりましたら教えてください。

申請者：当該林道につきましても、(同)宮城県川崎メガソーラーP Jが全地権者から所有権を買い取り、(同)宮城県川崎メガソーラーP Jと我々が賃貸借契約を締結しております。

元々、林道を含めて隣接地まで所有されている方が多かったので、林道ごと本件事業のために土地を買収いたしました。

事務局：林道の開設の経緯につきましては後日、事務局より情報提供させていただきます。

川村部会長：わかりました。

9ページ上段「固定価格買取制度の契約期間終了後は、発電事業者として購入希望先と売電契約し継続して発電事業を行う。」との記載がありますが、その契約先はどのような形態が考えられるのでしょうか。

申請者：基本的には継続して東北電力を想定しております。それ以外となると、法整備次第とはなりますが、大手企業と直接契約ができるようになればと思っております。

川村部会長：個人への売電ではなく、企業への売電を想定しているということですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：わかりました。ほかにございませんか。

佐藤委員：9ページ下段「その他特に配慮した事項」に伐採木の処理に関する記載があります。様々な活用について記載されていますが、廃材のチップ化について詳しい説明をお願いします。

申請者：極力資材を有効利用するための方法として考えております。チップ材とするのは、敷き詰めることで表土流出を防止する効果を期待するものですが、大雨ではチップもろとも流されてしまう可能性もあります。どの程度有効なのかを確認した上で対応を考えていきたいと思っております。

佐藤委員：しっかりと効果を確認した上で有効活用してください。

申請者：わかりました。

川村部会長：マルチング材としての利用をお考えなのだと思いますが、ただ敷き詰めるだけでなく、簡易土留めを設置するなど工法を工夫して実施していただきたいと思います。

申請者：よく検討し、実施いたします。

進藤委員：今のお話に付随しまして、市場価値のある木材については売買する旨検討されているとのことでした。

開発行為地は間伐が行われている等、手入れが行き届いているため、材木の市場価値も高いのではないかと思います。その価値を下げないためにも伐採方法等については配慮が必要であると考えますが、なにか検討されていることなどあれば、教えてください。

申請者：地元の林業に携わる事業者等と協議をしながら、活用方法について検討していく予定です。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「宮城川崎町メガソーラー合同会社が行う太陽光発電所の建設」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」として答申することにご異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

なお、質疑中に造成森林の記載が漏れていたり、まだ検討段階の事項等を確認いたしました。これらの点を早急に検討し、事業計画に盛り込むようにしていただきたいと思えます。

また、造成森林は、近隣に自生する在来種等、生物多様性に配慮した樹種を選定するよう事務局とよく検討を重ねてください。

以上で審議事項が終了いたしましたので、申請者の皆様にはこれで退出をお願いいたします。

(傍聴者・申請者退室)

川村部会長：次に(2)「その他」についてですが、何かございますか。

事務局：(今後の諮問予定案件及び風力発電に関する説明)

川村部会長：ほかにごございますか。

ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

(以上)